

令和7年度 指名停止業者

業者名	停止期間	停止理由
株式会社日本エム・アイ・エー	令和7年4月16日 ～令和7年5月15日 (1ヶ月)	当該業者が受注した八百津町土地評価業務委託について、データのやり取りに関する項目において仕様書に準じた取り扱いを求めたにもかかわらず、仕様書の要件を満たさなかった。このことは、八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領第2条別表第1第4号に該当するため。
丸栄調査設計株式会社	令和8年2月13日 ～令和8年11月12日 (9ヶ月)	特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注した特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 よって、八百津町建設工事請負業者選定委員会にて審議し、「八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2条別表第2第4号により、指名停止措置をする。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	令和8年2月13日 ～令和8年6月27日 (4.5ヶ月)	特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注した特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 よって、八百津町建設工事請負業者選定委員会にて審議し、「八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2条別表第2第4号及び第3条第3項により、指名停止措置をする。
大日コンサルタント株式会社	令和8年2月13日 ～令和8年6月27日 (4.5ヶ月)	特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注した特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 よって、八百津町建設工事請負業者選定委員会にて審議し、「八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2条別表第2第4号及び第3条第3項により、指名停止措置をする。
株式会社トーニチコンサルタント岐阜事務所	令和8年2月13日 ～令和8年6月27日 (4.5ヶ月)	特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注した特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 よって、八百津町建設工事請負業者選定委員会にて審議し、「八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2条別表第2第4号及び第3条第3項により、指名停止措置をする。